

# 全救協

2017

No. 152

メッセージフロムエディター 1

一票の重さ・職務の重さ

速報 2

全国救護施設協議会平成28年度  
第2回（臨時）総会 報告

特集 3～10

第40回全国救護施設研究協議大会報告

制度改革関係情報 11

生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会が開催される  
生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援  
の在り方に関する意見交換会が開催さ  
れ、大西全救協会長が出席  
改正社会福祉法の平成29年4月施行事  
項に係る政省令等が発出される

ブロックだより 12～13

北陸中部地区救護施設協議会  
近畿地区救護施設協議会

行動指針レポート 14～15

「第二次行動指針」に向けた取り組みに  
ついて  
救護施設清風寮における「第二次行動指  
針」に基づく実践報告

活動日誌 平成28年8月～11月 16

## Message from Editor

### 一票の重さ・職務の重さ

総務・財政・広報委員／八尾園（富山県） 西浦 博

イギリスがヨーロッパ連合（EU）に残るか、抜けるかの国民投票が平成28年6月23日に行われた結果、抜けるべきという人がわずかな差で勝った。それぞれの主張を私なりに意見を集約してみた。

☆EUから抜きたい（離脱派） 17,410,742票

経済関係 ・EUのルールに縛られず、世界の国々と自由取引できる。  
・経済が強い国なので、EUの負担金が多い。

テロ関係 ・EUの国々を通してテロリストが入国するおそれあり。

移民関係 ・移民がイギリス人の仕事を奪っている（移民は、東ヨーロッパの国からこれまで300万人）。

☆EUに残りたい（残留派） 16,141,241票

経済関係 ・イギリスにある外国企業が、ドイツやフランスに移転。

テロ関係 ・EUからテロについての情報が入手困難になる。

移民関係 ・労働力として移民が必要。

【英国のメイ新内閣の主な閣僚】

<残留派> ( ) は経歴

・首相 メイ（内相）・財務相 ハモンド（前外相）・国防相  
ファロン（国防相）・内相 ラッド（前エネルギー・気候変動  
相）・司法相 トラスト（前環境相）

<離脱派>

・外相 ジョンソン（前ロンドン市長）・EU離脱担当相  
デービス（下院議員）・国際貿易相 フォックス（元国防相）

メイ首相の閣僚人事をみると、EU離脱担当相に離脱派として活動したデービス下院議員を、外相には離脱派を率いたジョンソン前ロンドン市長を登用し、難航が予想される離脱交渉に臨んだこの離脱交渉の対応に、デービスEU離脱担当、ジョンソン外相を選んだメイ首相の手腕にはビックリすると共に、私たちが経営者としてすごく参考になった。

イギリスがヨーロッパ連合（EU）から抜けた今、世界経済にどのような影響を与えるか、また、アメリカの大統領選挙も終盤を迎え「一票の重さ」によってどちらが大統領になるか、日本にも大きな影響があろう。今後の世界の動き、日本経済に注目するとともに、私も福祉事業を経営する立場として、自らに与えられた「一票の重さ」「職務の重さ」を十分感じるところである。

# 長年の念願の実現へ踏み出す

～全国救護施設協議会総会で、全国社会福祉協議会種別協議会化を満場一致で可決～

全国救護施設協議会平成28年度第2回(臨時)総会 報告

「全国救護施設協議会（以下、本会）」は、昭和27年に「全国社会福祉協議会（以下、全社協）」更生保護部の救護部会（19施設）として発足しました。その後、施設の増加と当時の社会情勢を受け、昭和36年に独自の連絡協議会として「全国救護施設連絡協議会（93施設）」を結成し、その強い使命感を持って日本の社会福祉を支えてきました。現在、全国の救護施設の数には180か所を超え、地域における最後のセーフティネットとしての役割を担っています。

本会は現在、全社協「団体連絡協議会」（全国厚生事業団体連絡協議会）を構成する4団体の中のひとつとしての位置づけです。本会の全社協種別協議会への編入については、本会の長い歴史の中で複数回にわたり組織として検討を進めてきたところですが、その際には期を得ず実現することができませんでした。

こんにち国をあげての推進が期待される生活困窮者への自立支援事業等、社会的にも救護施設の役割とその機能への期待が高まっています。そのような状況において、かねてからの希望であった全社協種別協議会への編入について、社会福祉法人制度改革をふまえた全社協の定款変更の時期に併せ、本会は平成28年12月1日（木）に平成28年度第2回（臨時）総会を開催（於：東京・全社協会議室）し、全社協種別協議会化を審議した結果、満場一致で可決されました。

## 【趣旨説明と協議結果】

総会開会に先立って大西豊美会長から、出席者へ挨拶が行われました。

この中で、これまで救護施設は、生活困窮者をはじめ地域で生活するうえでさまざまな生活課題や福祉課題を抱える人々への支援を使命として取り組んできたが、地域に介在するニーズが複雑多様化する昨今、地域における社会資源と連携することで、はじめて対応できる課題も増えている現状に触れられました。その状況を鑑みて、今回の全社協を構成する団体である種別協議会の一員になることは、今後都道府県社会福祉協議会をはじめとした地域の社会福祉資源との関わりをこれまで以上に持つことができ、従来の救護施設単独での支援の枠に留まらない、さらなる一步を踏み出した支援体制を構築することにつながることを意味すると述べられました。



決意表明を行う大西会長

その後、本会の全社協種別協議会化について審議をした結果、賛成 177施設、反対 0施設（欠席 6施設）となり、可決されました。

## 【今後必要となる対応について】

本会は、各都道府県社会福祉協議会の救護施設協議会、部会、または、これに準ずる組織で構成されることになり、各都道府県の代表による協議員によって運営がなされることとなります。

今後、当該都道府県からの本会協議員の選出手続きについては、各都道府県救護施設協議会（関係組織）において当該都道府県社会福祉協議会と連絡・相談を図り、平成29年3月末までを目途として当該都道府県社協会長名でもって候補者の推薦を行っていただくこととなります。



本会総会の様子

なお、全社協が行う今後の関係動向（主な流れ）は以下のとおりです。

- 平成28年12月末頃、各都道府県社会福祉協議会宛に文書「全国社会福祉協議会における全国救護施設協議会の種別協議会化に向けたご連絡について」の発出。
- 平成29年1月27日に開催される、都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長会議にて周知。
- 平成29年3月8-9日に開催される全社協 理事会・評議員会にて諸規定等の改正議案を上程予定。

# 第40回全国救護施設研究協議大会報告

—新たな行動指針を中心にした生活困窮者支援の推進をはかろう—

平成28年9月29日（木）～30日（金）、青森県青森市のホテル青森・ホテルクラウンパレス青森を会場に、第40回全国救護施設研究協議大会が開催されました。全国から救護施設の関係者約490名が集まり、2日間にわたり救護施設が取り組む生活困窮者支援の推進を中心に据えて、多くの熱心な討議や意見交換等が行われました。

一日目は、開会式、永年勤続功労者表彰、基調報告、厚生労働省社会・援護局保護課による行政説明を行った後、5つの分科会に分かれての実践発表・グループ討議がありました。

二日目は、「救護施設は生活困窮者支援にどう取り組むべきか」をテーマに独立行政法人国立病院機構 副理事長の古都 賢一氏をお招きし、本会制度・予算対策委員会 松田 昌訓委員長、救護施設における生活困窮者支援に関する特別委員会 石井 謙次 委員、大塚 晋司委員とステージセッションを行いました。最後に、恐山菩提寺 院代の南 直哉氏から「魂のゆくえ」をテーマに記念講演があり、2日間の大会の幕を閉じました。

本号の特集にて、2日間の大会概要をご報告します。

## 日 程

### 9月29日（木）

9:45～10:15 開会式

○開会宣言

東北地区救護施設協議会会長・大会実行委員長 木村 晃



開会宣言を行う木村委員長

○主催者挨拶

全国救護施設協議会会長 大西 豊美  
全国社会福祉協議会常務理事 寺尾 徹

○平成28年度永年勤続功労者表彰

○来賓挨拶

- ①厚生労働省 社会・援護局 課長補佐 大熊 高司氏
- ②青森県知事 三村 信吾氏  
(代読：健康福祉部次長 菊池 公英氏)
- ③青森市長 鹿内 博氏



## 10:15～11:00 基調報告

全国救護施設協議会会長

大西豊美



基調報告を行う大西会長

## 11:00～11:45 行政説明

厚生労働省社会・援護局保護課 課長補佐  
大熊 高司 氏

## 13:00～17:00 分科会

- 第1分科会「新たな行動指針を中心とした生活困窮者支援事業の取り組み～中間的就労や就労準備支援事業への取り組みと包括的な相談支援機能の拠点づくりに向けて～」
- 第2分科会「利用者主体の個別支援の取り組み」
- 第3分科会「利用者の地域生活への移行に向けた取り組み」
- 第4分科会「利用者の人権擁護と虐待防止に向けた取り組み」
- 第5分科会「循環型施設としての救護施設の取りくみ」



分科会の様子

## 18:00～20:00 情報交換会

## 9月30日（金）

## 9:00～10:15 ステージセッション

- 「救護施設は生活困窮者支援にどう取り組むか～社会福祉法人制度改革をふまえて～」  
独立行政法人 国立病院機構 副理事長  
古都 賢一 氏  
救護施設 フローラ 施設長／全国救護施設協議会制度・予算対策委員会  
委員長 松田 昌訓  
救護施設 岡野福祉会館 施設長／救護施設における生活困窮者支援に関する特別委員会  
委員 石井 謙次  
救護施設 南光園 施設長／救護施設における生活困窮支援に関する特別委員会  
委員 大塚 晋司

## 10:30～11:45 記念講演

- 「魂のゆくえ」  
恐山菩提寺 院代 南 直哉 氏

## 11:50～12:00 閉会式

- 次期開催地挨拶  
中国四国地区救護施設協議会  
山本 章友
- 閉会挨拶  
東北地区救護施設協議会 副会長  
川邊 智

大西会長より表彰状と記念品を授与される  
木村ゆりこ氏（青森県白鳥ホーム）

# 【第40回全国救護施設研究協議大会】 ステージセッション

「救護施設は生活困窮者支援にどう取り組むか」～社会福祉法人制度改革をふまえて～

平成28年3月31日に「社会福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成29年4月の本格施行に向けて、すべての社会福祉法人は経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化、事業運営の透明性の向上など社会福祉法人としての責務を果たしつつ、さらに地域公益活動に主体的に取り組むことを社会から求められています。

こうした中、救護施設が生活困窮者自立支援制度による就労支援への取り組みや包括的な総合相談支援機能の設置・運営、実施協力に積極的に取り組むために、救護施設への期待や、救護施設を取り巻く環境について、救護施設の抱える課題を踏まえてテーマを掘り下げ、救護施設がセーフティーネットとしてその存在意義を一層発揮できるとの思いから、本ステージセッションを企画しました。

## ステージセッション登壇者一覧

独立行政法人 国立病院機構 副理事長	古都 賢一氏
救護施設 フローラ 施設長／全国救護施設協議会制度・予算対策委員会 委員長	松田 昌訓
救護施設 岡野福祉会館 施設長／ 救護施設における生活困窮者支援に関する特別委員会 委員	石井 謙次
救護施設 南光園 施設長／ 救護施設における生活困窮支援に関する特別委員会 委員	大塚 晋司

■松田委員：このたびのステージセッションのテーマとして、社会福祉法人制度改革をふまえて救護施設が生活困窮者支援にどのように取り組めるか、生活困窮者に対してどのように支援していくことができるかということ掲げ、進めていきたいと思えます。

具体的には、救護施設は措置施設として、ヒト・モノ・カネに関して一定の制約がある中で、いかに生活困窮者支援を主体的に遂行するかということです。また、社会福祉法人制度改革に盛り込まれている無料低額な福祉サービスの提供、あるいは地域の公益に資する活動等、社会福祉法人や施設が求められている諸課題に対して、これまで以上にフットワークを軽くして対応していくことも必要になると思えます。

これまでも救護施設は限られた範囲の中で、地域のセーフティーネット機能や利用者の地域



進行：松田委員

生活移行機能をもってさまざまな取り組みをしてきました。また、救護施設が取り組む生活困窮者支援についても、全国救護施設協議会（以下、全救協）では行動指針を策定し、地域で暮らす生活困窮者の自立支援を積極的に担ってことを組織としてすすめているところです。しかし、事業を実施するうえで、措置施設であるがゆえの課題もあり、今回はその部分にも切り

込みつつ、考察を進めてまいりたいと思います。

本日お招きいたしましたのは、厚生省等の勤務を経て2015年4月より国立行政法人病院機構にて副理事長にご就任されております古都賢一先生です。

そして全救協からの登壇者として、「救護施設における生活困窮者支援に関する特別委員会」委員で行動指針策定メンバーの、兵庫県・南光園の大塚施設長、同じく同委員会委員の、神奈川県・岡野福祉会館の石井施設長です。そして、私は、全救協総務・財政・広報委員会副委員長の、大阪府・フローラの松田です。



古都賢一氏(左) 大塚晋司委員(中央) 石井謙次委員(右)

それでは古都先生に本セッションのテーマである「救護施設は生活困窮者支援にどう取り組むか～社会福祉法人制度改革をふまえて～」についてまずお話を伺いたいと思います。

■古都氏：まず、こんにち救護施設がこれからどう前向きに取り組んでいくのかということについて考える際に、その前提であるのは、生活困窮者支援の人たちは社会の外側にいる人たちではなくて、社会の一員だということです。しかし、そうした方々を何となしに排除しているのが今の社会だと思います。したがって、今回は皆さんと一緒に、どうやってこの生活困窮者の方がたを含む“共生”について、救護施設が主体的に取り組んでいくのかを考えたいと思います。

私は、社会福祉基礎構造改革に平成9年から3年間関わりましたが、その中で感じたことは、さまざまな施設があるなかで、すべての受け皿の基本は救護施設にあるということです。救護の機能は、生活に困ってひとり暮らしができない、あるいは重複障害のある人を含めて、いろんな制度や専門の仕組みがこれまでできてき

た中で、どうしてもそこで救えない人たちを受けとめる機能です。これは、こんにちの社会にとって、必要とされているものだと感じています。ぜひ救護施設の皆さんは「自分たちは（歴史の中での施設のありようは）古いけれども、実は（機能は）新しいんだ」という自信をもっていただきたいと思います。

### 「救貧・防貧から福祉という考え方」

本セッションの始まりとして「福祉の需要をどのように考えるか」ということについて話をしたいと

思います。過去70年を振り返ると、戦後は、まず目の前にある困った人を救う“救貧”という考え方から始まりました。その後、経済が成長するとともに社会保険制度ができ、“防貧”という考え方に移りました。その後、社会が安定してくると、ニーズに応じて、あるいは、少子化や高齢化・介護等を一部の人の問題ではなく社会全体の問題と考える“福祉”の考え方に変わりました。言い換えるならば、緊急避難的な時代から、より安定した社会の中で普遍的に起こる問題にどう対応していくのかが中心になり、社会の発展に応じて生じる新たな福祉問題にどのように対処していくのかということが常に要求される時代といえます。

2000年6月に社会福祉事業法を社会福祉法に改正する等の改革が行なわれ、国の「社会的援護を要する人びとに対する社会福祉のあり方に関する検討会」で、制度のはざまにあって汲み取れない人たちをどうやって支えていこうかということが議論されていました。しかし、当時は発達障害や、刑務所出所者等までの議論はありませんでした。現在では、新たに発達障害や、そのボーダーにあたる層の方がた、また、依存症者等、次々に新しい問題が発生しており、社会福祉が対象とすべき問題は固定的でなく、時代と共に変わってきています。しかし、残念ながらこれらの新たな生活問題に対応する法制度が追いついていません。

そのような状況で、誰がこの問題に主体的かつ創造的に継続して関わられるのかといった時



に、社会福祉法人がこの役割を担うことが求められていると思います。そこで、その役割に柔軟に取り組めるように、現在の縦割り制度を少し丸めたようなかたちで生活困窮者自立支援法がつくられました。その背景には、さまざまな生活困難や、問題を複数抱えている人のすべての問題ときちんと向き合っていくしくみにするということがあります。この制度は柔軟に運用すること、とくに現場の取り組みをどうやってさらに活かしていくかということがポイントです。

教育支援の例を挙げますと、その1/2は国庫補助がありますが、補助が出るからといって全国で同じやり方をしているかというところではありません。各自治体の地域性や、抱える課題・状況が違うので、それぞれの自治体に必要な支援をそれぞれが行っています。つまり、目的が同じ取り組みについては国が事業を認定し補助を出すものの、どう具体化するかは、まさに地域や現場の工夫に委ねようという法律です。この生活困窮者支援の大切なポイントは、地域で工夫できる現物のサービスをどう充実させていくかということだと考えています。福祉制度は縦割りで整備されているので、制度のはざまにいる生活困窮者が地域社会の一員として生活していくためには、地域全体で支援をする仕組みを必要とします。そのため、私は救護施設には最後のセーフティーネットとして非常に期待をしているのです。福祉の歴史を振り返れば、生活困窮者への支援については施設か在宅かという観念にとらわれず、戦前から取り組んできた実態があるからです。救護施設にはその歴史があり、培ってきた機能・経験は財産です。この力を施設の中だけで展開するのは大変もったいない。救護施設の機能を地域の福祉拠点にし、持っている機能を地域展開するのが、救護施設に期待される役割でもあると思います。

現場で従事される人をお願いしたいのは、利他の心での支援をすすめていただきたいということです。支援を受けた人の喜びをもって、われわれの喜びとしましょうということです。さらには、支援される方の問題解決を皆さんの喜

びにしてほしいと思います。国の社会保障制度改革国民会議や規制改革会議で、社会福祉法人ではそういうことがきちんとできているのかというのが言われてきました。今後は、社会に対して社会福祉法人としての役割をきちんと示すとともに、地域にある法制度で書かれていない福祉問題に積極的に、また、柔軟に取り組んでいく社会福祉法人の姿を示していかなければいけないと思います。

■松田委員：古都先生からは救護施設への期待と私たちへのエールをいただきました。その具体的推進として全救協が推し進めている「救護施設が取り組む生活困窮者の自立支援に関する第二次行動指針」の内容について、大塚委員に説明をお願いします。

### 「第二次行動指針のポイントとねらい」

■大塚委員：第二次行動指針において、とくに重点事項である2つのポイントをお話いたします。

まずひとつめのポイントですが、「包括的な総合相談支援機能の設置・運営、または地域の相談支援ネットワークの構築・参画や実施協力に積極的に取り組む」ということです。第二次行動指針の整理表では“地域との連携による包括的相談や支援ネットワークへの参画”“全世代対応型のネットワークの構築”がこれにあたります。それぞれの法人の規模にもよりますが、救護施設運営法人の単独の機能だけではケアできない、対応できないケースが地域に介在していると思います。そのような場合、地域の他の社会福祉法人との協力をはじめ、既存の地域の連絡協議会等を積極的に活用していくことが考えられます。

そして、さらに活動の幅を広げて各地域における総合相談窓口の設置などの地域づくりに関与していくことで、施設単体では対応しきれないケースへの対応にもつなげていくことができると思います。

救護施設はいままでの実践の積み重ねがあるからこそ、縦割りの制度ではカバーできない現在の多様な問題が複合的にあるケースに対し

て、幅広い世代に対応しうる地域包括的な支援体制を積極的にすすめていくことができるのではないかと思います。生活保護法の範疇だけでなく、また、生活困窮者を含め地域には高齢者、児童、障害者等さまざまな課題がありますが、それを包摂する地域づくりをすすめるためにも、救護施設がこの包括支援体制の中で担う役割は大きいと思います。

ふたつめのポイントは、「生活困窮者自立支援制度における就労支援（就労訓練事業・就労準備支援）への取り組みを積極的に推し進める」ということです。具体的にはすべての救護施設が就労訓練事業所の認定を自治体から受けるということです。これは自立相談支援機関の相談後の受け皿の問題に繋がりますが、就労訓練が必要であるにもかかわらず認定就労訓練事業所の数が少ない現状にあります。生活困窮者支援に取り組むうえで、救護施設においてもこの就労訓練は非常に大きな意味を持つため、積極的に認定を受けていくことを推奨しているのですが、こんにちではまだ認定を受けている救護施設が少ないのが現状です。この就労訓練事業を行うことの効果として、まず生活困窮者自身にとっては就労することが生活の糧を得る機会になりますし、就労を通して社会参加、あるいは自己実現の機会にもなるととらえることができます。生活困窮者の生活を安定に結びつけ、社会の中で再び居場所を見つけるためにも就労の機会の確保は非常に重要です。

一方で、現在、救護施設に限らず社会福祉法人



ステージセッションの様子①

や福祉関係事業は総体として慢性的なマンパワー不足に陥っています。そのような中で生活困窮者の方を受け入れ、誰にとっても働きやすい環境をつくっていくことは、施設業務の効率化だけでなく職員の職場定着や人材育成にもつながるものだと考えます。この「全世代対応型地域包括支援体制」と「就労訓練事業の実施（認定も含む）」の2つを大きな行動指針のポイントとして掲げています。こうした取り組みにより私たち救護施設運営法人は、生活保護法の対象となっている方がたのみならず、その外枠にもあたる生活困窮者の方がたへの自立支援をさらに積極的に行っていく必要があると思います。実際に永い歴史の中で培ってきた支援ノウハウと救護施設がもつ資源であるヒト・モノ・カネを可能なかぎり活用しながら展開していくことが、ひいては社会福祉法人の存在意義にもつながるものだと思います。

■松田委員：それでは、救護施設が現在抱えている課題、とくにこれをクリアできればさらに社会的使命が果たせるといった課題について、石井委員から提言をお願いします。

### 「いま、救護施設が抱えている運営課題」

■石井委員：平成27年に生活困窮者自立支援法が施行され、平成28年の障害者差別解消法の施行と社会福祉法人制度改革といった救護施設をとりまく環境の変化が非常に大きい中、セーフティーネット機能と地域生活移行支援機能の強化を推進していくことが救護施設に求められる課題と考えています。それは、地域との関わりを今後も大切に継続していくとともに、ネットワークの構築など救護施設が地域の福祉拠点として輪を広げていくことに取り組んでいくこと。同時に、救護施設の理解と社会の認知度を上げるとともに、救護施設がもつ専門性をどのように地域に向けて発信していけるかということが課題だと感じています。

また、今年度、全救協としては、救護施設が地域で対応が困難なさまざまな生活課題をもつ人びとに対し、その課題解決に向けた取り組みをより一層積極的に推進するために、厚生労働省に6つの項目の要望を行っています。



それは、①地域における公益的な事業を実施する場合の措置費の弾力的運用要件緩和、②生活困窮者自立支援法における認定就労訓練事業を行う場合の税制上の措置見直し、③介護保険の住所地特例及び入所者の要介護認定に関する認定期間制限の見直し、④保護施設通所事業定員の下限及び保護の実施責任機関の見直し、⑤福祉・介護人材の確保対策のさらなる強化、⑥消費税率10%への改定に対する事務費の見直し、です。

■松田委員：行動指針における重要ポイントとして就労支援と包括的な相談機能をそれぞれの救護施設で実施していくということ、また、セーフティーネット機能と地域生活移行支援機能の推進のため、ネットワーク構築と福祉拠点化、さらには救護施設の地域理解と発信機能の充実についての話がありました。これらを踏まえて古都先生に再度お話ししたいと思えます。

■古都氏：救護施設が既存の事業枠を広げて積極的に生活困窮者支援に取り組んでいこうという話があり、とても意義あることだと感じました。生活困窮者支援は、長年厚生労働省の中でもきちんと取り組むことができていなかった部分だとも感じているところです。旧来から生活保護制度の対象にならない人たちが存在していましたが、その人たちに対してどのような支援をするかという議論は十分なされていたとは言えないかもしれません。救護施設の皆さんには、この生活困窮者支援と、さらに長年精神障害のある方等の地域移行という問題に取り組んできていただいたということでは感謝を申しあげています。

### 「社会保障と措置費の弾力運用の目的」

そうした取り組みをより行いやすくしていく方向性に関して、3点、お伝えしたいと思います。

ひとつめは、生活困窮者への支援について自立支援法により法制化されたということは、その費用負担のあり方の明確化につながるということです。来年度の厚生省の予算は6,400億円増

えます。そのうち自然増とよばれる高齢化対応で5,000億円程度見込まれています。そして、それ以外が1,400億円とのことですが、消費税の引き上げが延期された今、これらをどうやって捻出するのかという問題があります。高齢化の問題は今年で終わるわけではなく、また来年も同じようなことが続きます。社会保障の充実が叫ばれる中で、その費用について消費税増税という方法が視野のひとつに入りましたが、これが2年遅れるということで、さらにさまざまな議論がされているところです。そうした状況のなかで、法制化された生活困窮者への自立支援のための財源をどうするかという大きな問題があります。

ふたつめは、財源をいかに運用するかということです。つまり、措置費の弾力化をどのようにとらえるかということです。福祉は長い間「措置費」によって行われていました。措置費は、各施設に各月毎の費用を渡して委託をするため、措置費はサービスの保障として使われなければならない、自由に使えるものではありません。一方、介護報酬はサービス終了後に報酬が支払われるため、使用するうえで制約がありません。費用を措置費から報酬化したことで弾力的に使用でき、従来の委託費の制約を乗り越えるということを実現しました。

しかし、措置費の場合は、弾力運用とは言いつつも、やはり考え方として限界があります。そこで忘れてはならないのが、何のために弾力化するのかということです。つまり、弾力化をすることによって、救護施設が何を実現したいのかということをはっきりさせることです。目的をはっきりと設定したうえで弾力化を求めていくことが必要だと思います。また、その考え方も予算が単年度だからといって、単年度で考えるのではなく3年なり5年なりの複数年という長期のスパンでの弾力化という視点を議論していくことも必要だと思います。

### 「地域で生きる救護施設になる」

3つめは、人材の問題等を含めて現場でどう工夫ができるかについて考えることの大切

さについてです。例えば現場の職員が通知等を正しく理解することはよいことだと思いますが、そこで留まらず、その法律や、通知がめざすものを理解することで、さらにいっそう取り組めることがあるのではないかと思います。

例えば社会福祉法人が行う地域公益事業に関して、地域のなかで期待されているものはいろいろあります。ある福祉施設が地域にとけ込むために盆踊り大会をやっているようですが、今では地域全体の高齢化に伴い、もとよりあった町会の他の盆踊りが壊滅してしまいました。地域住民のつながりを維持するためにもこの施設での活動はぜひ続けてくださいと地域から言われている。防犯活動も美化活動も同様です。社会福祉法でいう地域の公益的活動にあてはまるかどうかは置いておいても、それに当てはまらないからやらないとかということではなく、地域の中にある施設現場の工夫としてやっていただきたい。しかも、そういう意味で、施設から地域に出て行くことによって、地域の中で課題を抱えている人がさらによく見えてきます。

関連して、職場で働く環境は、制度だけできれいに整備されるものではないと思います。介護職員の離職理由の1位・2位として「施設の方針と合わない」「職場の人間関係」が挙がっています。いわゆる職員処遇だけではない。なかなか職員が定着しない場合、それはその現場が例えば若手職員の悩みにどう対処し、相談に乗っているか。そういう意味では、介護人材が足りないという状況は、個々の職場での努力にも負う面が大きいとも思うのです。「ああ、やっぱりここで働いてよかった」とか「あの人が元気になって地域で暮らせるようになった」といった喜びの共有、さらに「その人をこれからもフォローしていくんだ」という気持ちにつ

ながっていくような環境。そういった職場づくりは、やはり現場の皆さんの努力にお願いした



ステージセッションの様子②

い部分です。もしも、それを制約する制度運用等があるのであれば、これは厚生労働省等と十分議論すべきだとも思います。

また、救護施設をよく知っている人が地域の中には少ないのではと感ずることがありますので、もっと国民や地域にこの施設がどんなことをしているか、その役割や必要性について知っていただくことが一層重要になると思います。「とってもいい施設なんです、いいことやるんです」ということを住民の皆さんに理解していただく。

この、知っていただくという行為は、救護施設においては非常に難しい課題になるかもしれません。施設を地域に開放するといっても、入所者はさまざまな事情を抱えており配慮が必要な状況です。しかし、施設は終の住処ではなくて、いつかは地域の一員として生きていくことを応援する通過型施設であることを知っていただく、こうしたことを地域に理解いただかなければいけないと思います。

横浜刑務所の例ですが、この刑務所は街中にあります。施設の老朽化に伴って建替えをした時のことですが、地域住民の中には、街中に刑務所があったら困るという人がいたそうです。しかし、多くの住民は「いや、あなたが住むより前から刑務所はあるんだよ」と言ったそうです。地域の一員として地域を支え、地域に根ざして存在してきた刑務所だからこそ、このように地域から支えられることができたのだと思います。その後、刑務所は同じ場所に建替えができました。

救護施設においてもぜひ、地域の中に生きている施設として事業を地域で展開し、地域福祉の拠点として多くのことに取り組んでいっていただきたいと思います。

■松田委員：私たち救護施設関係者に、古都先生から力強いメッセージと励ましをいただきました。私たちは行動指針をもとに、さらに期待に応えうる、地域に根ざした救護施設づくりに邁進していきたいと考えます。本日はありがとうございました。



## ●厚生労働省

### 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会が開催される

厚生労働省は10月6日（木）に第1回、10月24日（月）に第2回、11月14日（月）に第3回の「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」（座長：宮本太郎中央大学法学部教授）を開催しました。

この検討会は、社会保障審議会での議論の前段として、生活困窮者自立支援法の附則に定められている三年後の見直し規定に基づき、今後の生活困窮者自立支援のあり方等についての論点整理を行うことを目的としています。第1回では生活困窮者自立支援法の施行状況についての確認をし、第2回では自立相談支援事業のあり方と就労支援のあり方について、第3回では、①家計相談支援事業、②貧困の連鎖防止（子どもの学習支援事業等）、③住居確保給付金、④一時生活支援事業のあり方について検討がなされました。詳しくは、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai.html?tid=382987>

## ●厚生労働省

### 生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会が開催され、大西全教協会長が出席

厚生労働省は、生活保護受給者の中で様々な生活課題を抱えるため、地域で単独で生活ができず、無料低額宿泊所等を利用する者がいる中で、一部の施設では劣悪な住居を提供し、高額な報酬を得るいわゆる「貧困ビジネス」と呼ばれるものが存在する状況を鑑み、生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方をテーマに、関係者による意見交換会を開催し、構成員として大西会長が出席しました。

本意見交換会は、(1) 単独での自立生活が困難な生活保護受給者の状態像及びニーズの所在、(2) 単独での自立生活が困難な生活保護受給者に対して無料低額宿泊所等において提供されている生活支援の実態、(3) 生活支援を行う事業の在り方と宿泊施設への取組方針について検討するとのことでした。構成員の意見交換の中で、大西会長からは大阪府内で実施した無料低額宿泊所等の調査の結果の報告や、悪質な事業者の実情について発言がありました。今回は引き続き12月21日（水）に開催されています。当日の資料は、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000140648.html>

## ●厚生労働省

### 改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に係る政省令等が発出される

11月11日（金）改正社会福祉法の平成29年4月施行事項に係る政省令が公布され、厚生労働省は関連の通知や事務連絡を同日付で各自治体宛に発出しました。

#### 【関係通知】

- 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について（通知）
- 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（社会福祉法人審査基準、社会福祉法人定款例）
- 「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（社会福祉法人審査要領）
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について
- 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について

#### 【関係事務連絡】

- 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について
- 「『社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について』に関するFAQ」の改訂について
- 社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて
- 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準（案）について

※社会福祉充実財産と社会福祉充実計画に係る算定係数等が示された関係通知は、12月頃発出予定。

各会員施設においては、関連通知等を参考に、各所轄庁からの定款変更に向けたスケジュール等に留意しながら、改正法施行に向けた準備にあたってください。特に、社会福祉法人会計基準に基づく会計処理に関し、「決算規程」や「財産目録」については平成28年度決算から適用することとされています。

また、11月28日（月）には厚生労働省にて「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」が開催されました。なかでも、全国の社会福祉法人を対象にガバナンスの整備にかかる進捗状況の第2回調査を平成29年1月に実施することについて説明がありました。なお、これらの通知等は、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>



平成28年3月31日に改正社会福祉法が成立し、全ての法人の責務として「地域における公益的な取組」が規定されました。社会福祉法人の成立経緯が、地域の困っている人々へ手を差し伸べたところに端を発しており、それらの取組みが徐々に制度化され、現在の社会福祉事業があることから、私たちは地域の課題に対し、持てる資源を活用して積極的に取り組まなければなりません。

152号の「ブロックだより」より、各地区・施設からこのことをテーマにご寄稿いただくことで、社会福祉法人に求められている役割を改めて意識し、実践につなげていくこととしました。今回は、北陸中部地区から大野荘（福井県）、近畿地区から南光園（兵庫県）における取り組みについてご紹介します。

## 近畿地区

### 近畿地区内の社会福祉法人の公益事業への取り組み等

南光園(兵庫県)近畿救護施設協議会  
 調研委員長 大塚 晋司

平成28年4月1日の社会福祉法の改正で、第24条第2項に「地域における公益的な取組」が追記されたことに伴い、近畿地区救護施設協議会における公益事業への取り組み等について、アンケート調査（回答率49%）を実施しました。アンケートの内容は、平成28年6月1日の厚生労働省課長通知に基づき、①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスであること、③無料又は低額な料金で提供される福祉サービスであること、④上記以外の公益的な取組み、の4項目に分けて現状と課題を聞き取りました。また、「第二次行動指針」とも整合性を図りつつ、以下の内容で実施状況を整理しました。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス
- ▶生活困窮者就労訓練事業（中間的就労）の認定、それに伴う就労訓練の実施…11か所
  - ▶総合福祉相談窓口への人材の派遣…5か所
  - ▶生計困難者に対する相談支援事業…5か所
  - ▶地域の高齢者を主に見守り、ふれあい交流、居場所の提供等…5カ所
  - ▶緊急一時宿泊→緊急援護が必要な方に対して、宿泊等を無料提供し自立を助長する。
  - ▶第二種事業→地域生活支援センター（精神障害者を中心に相談、地域活動、自立訓練を実

- 施）、グループホームの設置、看護専門学校（次世代を担う看護師養成）、地域包括支援センター、無料低額診療施設の設置
  - ▶地域の社会福祉法人間の連携による福祉総合相談等の実施…3カ所
  - 上記以外にも、福祉避難所としての機能強化、地域イベントへの人材派遣、地域交流作品展の開催等、地域性に応じた工夫がなされています。
  - 共通する取組課題としては、マンパワーの確保・専門性の向上が課題として考えられます。
- ②日常生活又は社会生活上の支援を必要とするものに対する福祉サービス
- ▶生活困窮者自立支制度に伴う、食材調達・一時生活・学習・家計相談・就労準備支援…7カ所
  - ▶居宅高齢者への無料食事サービス、施設車両利用による買物支援
  - ▶救護施設退所後、施設サービスが終了した方に対する生活支援等サービスの継続実施
  - ▶子育て支援→未就学児童をもつ親子の交流、電話相談等
  - 施設サービス終了後の退所者支援を継続的に行うことが、日常生活の維持・継続に重要な要素となります。また、他の取組みも含めて、地域との連携の確立・ハード面の整備・人材の確保等クリアすべき課題は数多く見受けられます。
- ③無料又は低額な料金で提供される福祉サービス
- ▶緊急を要する方の短期的受入、施設機能の開放、福祉用具等の貸出
  - ▶通所事業登録外の方や地域の生活困窮状態の方へ食事の無償提供
  - ▶生計困難者に対する相談支援事業（第2種）

- ➡生活困窮者の一時入所を減免支援
- ▶訪問看護ステーション（公益事業）➡生活困窮者に対しては自己負担金の減免
- ▶地域の障害児に対して、施設内の陶芸作業による体験教室を開催

④上記以外の公益的な取り組み

- ▶「子ども110番の家」事業に参画
- ▶施設農園を地域住民に開放し、子どもたちの収穫体験
- ▶ボランティア講座の開催
- ▶ドクターヘリ離発着場所としてグラウンドを提供

- ▶地域の粗大ごみ回収・処分
- ▶地域の公園等の清掃活動

近畿地区における「公益的な取り組み」は地域性・法人規模により異なっており、一律にまとめることはできませんが、「第二次行動指針」の重点ポイントを踏まえた取り組みを積極的に進められており、①中間的就労の認定、②法人間のネットワークの構築、③生活困窮者自立支援事業への参画等、社会福祉法人の使命を更に見える化するため、引き続き地域で求められる公益的な取り組みをリサーチし、推進へと繋げてまいります。

**北陸中部地区**

**大野荘における公益事業の取り組み  
～自立支援センター「ふらっと」の活動～**

大野荘(福井県)

北陸中部地区救護施設協議会 会長 **木間 幸生**

平成27年4月1日 生活困窮者自立支援制度の施行により、大野市からの委託を受け、自立相談支援センター「ふらっと」を立ち上げ、地域で経済的・社会的に困窮している人への相談支援や緊急的に無料又は低額な料金でサービスを提供する等の事業を開始しました。

**【センターの概要】**

相談業務を主とし、開所日は、月曜日から金曜日、8時30分～17時迄、有資格者（社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士）2名を法人業務と兼務で、相談員として配置しています。センターが市役所の正面に位置するため、各関係機関との連携が取りやすく、また、相談者も市役所（福祉課）に寄った後にセンターに相談にくるというケースもあります。

昨年度相談件数は51件、相談内容は、失業・収入がない・病気・障害・家族関係・人間関係・ひきこもり・不登校・介護・住まいの問題等多岐にわたる。また、複数の課題を抱える相談者が殆どです。

センターでの支援の流れは、まず、生活していく上での困りごとや不安に思うことを相談員が聞き取り、相談者がどのようにしていきたいかを一緒に考え、相談者自身が、自立に向けた目標を持てる支援をしています。

しかし、はじめから要望や、支援方法がはっきりしているわけではないため、共に関わっていく中で

見つけ出していく伴走型の支援を重視しています。

相談を進めていくと、一つの課題を解決しても更に次の問題が出てくることがあり、負のスパイラルに陥るケースもあります。例えば、仕事に就いても人間関係がうまくいかずにすぐに辞めてしまうため、収入がなくなり、やがて食べるものもなくなり、将来に不安を抱えてしまう等が最たるものです。簡単に解決できることは少なく、同じことを繰り返すケースもあります。

困窮者を地域で支えていく仕組みとしての制度ができたことにより、「どこに相談すればよいのかわからなかった」というセンターを訪れる困窮者をそれぞれの機関につなげることができ、支援がしやすくなったのではないかと感じています。また、自分達が住む町の行政、社会福祉協議会、ハローワーク、民生委員、障害者相談支援センター等、地域の関係機関と繋がり、相談員だけでは気付かなかった支援方法を見つけることで、実際に生活を立て直すことができたケースもあります。

今年度より専任の相談員を配置し、自ら声を上げられない困窮者へのアウトリーチについて、より丁寧な相談・支援を実施するとともに、入口支援のみならず、出口支援を充実させていくことを検討しています。

今後は、相談事業だけでなく相談者の状況に応じた就労訓練の場や、子どもへの居場所提供等の支援事業も視野に入れ、相談者を地域の中で支えていく法人としての機能を発揮すると共に、生活困窮者支援を通じた地域づくりをしていくことを大切にしていきたいと考えています。

今年度から、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針（行動指針）」を踏まえ、新たに策定した「第二次行動指針」に基づき、生活困窮者に対する支援を進めていくこととしています。特に重点項目として、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）認定への取り組みと、包括的な総合相談支援機能の拠点づくり・地域の支援ネットワークの構築への取り組みの2つを掲げています。

全救協会員施設の皆さまに、2か年にわたって継続して取り組む「第二次行動指針」へのご理解を深めていただき、救護施設が行う生活困窮者支援の一層の推進を図るために、152号から各地区・施設における事業の実践レポートをご紹介します。

## 「第二次行動指針」に向けた 取り組みについて

救護施設 太白荘 園長 浅野 保智

### 1 はじめに

太白荘は宮城県社会福祉協議会（以下、宮城県社協）が設置・運営しており、当法人の地域福祉推進計画に基づき「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」を経営理念に事業を進めています。昨年の生活困窮者自立支援法の施行に伴い、当法人の地域福祉推進事業等及び施設事業における取り組みを紹介します。

### 2 「第二次行動指針」の取り組み事例

宮城県内では、17か所の自立相談支援事業所が設置され、県内の様々な課題を抱えた生活困窮者に対し、包括的・継続的な相談・支援活動が実施されています。宮城県社協においても、各市町村が進める事業に対し、「地域主体の事業促進」の考えのもとに側面的な支援を行っています。

#### (1) 自立相談支援事業受託機関への職員派遣

宮城県社協が展開している自立相談支援事業所への支援として、県内の自立相談支援事業所1か所に対して、相談支援員として社協職員の派遣を行っています。職員が、地域の相談業務に関与することで、地域の課題やニーズを直接把握することができています。この事業を通して得られた情

報を元に、県内の自立相談支援事業に従事する相談支援員の育成にも取り組んでいます。また、課題解決に向けての伴走型の支援を行うにあたっては、関係機関との連携や、地域に介在する資源との協力も行っています。

#### (2) 各関係機関との会議の企画

宮城県社協では市町村社協職員地域福祉担当者会議を開催し、定期的に地域福祉の課題として生活困窮者自立支援も含めて情報共有を行い地域福祉の推進に努めています。この会議には福祉事務所、各市町村社会福祉協議会、自立支援相談事業所及び生活困窮者支援団体等が参加し、生活福祉資金貸付制度、生活困窮者自立支援制度、自立相談支援事業所との連携について意見交換が行われます。会議では、各圏域の情報提供やニーズの確認、提案事項等が話し合われるとともに、事例困難ケースの検討をはじめとする実践的な研修会も行われており、関係職員のスキルアップと情報の共有の場としての一助も担っています。

#### (3) 太白荘における地域との連携

太白荘では、東日本大震災後に地区町内会と有事の際の避難所としての施設の開放等の防災協定（覚書）を締結していることもあり、予めから地区町内会長（5地区）との懇談会を年2回開催しています。今年度は、生活困窮者自立支援法について情報提供を行い、相談受付窓口（なんでも相談）の設置について周知したところ、生活保護を受けている単身高齢の女性から、入所希望依頼に



関する相談を受けることがありました。地域に対して発信している情報が徐々に浸透していることを感じています。今後も継続して救護施設からの情報発信をすることで、地域の生活に課題を抱える人々への支援につなげられるよう、町内会長や地域の民生委員と、今後の進め方等について検討を重ねています。

### 3 おわりに

生活困窮者自立支援法の施行から1年半が経過し、救護施設独自の生活困窮者支援の具体的な取り組みについては、まだ検討段階にあるのが実情です。実施事業によっては財源や支援体制等の確保、見直しが必要になるため、地域のニーズを丁寧に把握し、実情に合わせた形で生活困窮者支援の実施を展開していきたいと思っております。

## 救護施設清風寮における「第二次行動指針」に基づく実践報告

救護施設清風寮 施設長 諸田嘉人

清風寮では、平成25年度から3年間にわたり、救護施設が有する機能や役割を活かした生活困窮者支援を推進するため、「第一次行動指針」に取り組んできました。更に利用者および地域から期待される救護施設の役割を果たすため、平成28年度より「第二次行動指針」に取り組んでいます。

### 「救護施設の機能として制度化されている取り組み」

緊急一時入所では、平成28年4月～9月の6か月間で、9件の受け入れを行いました。特に地域での一人暮らしが困難なケースに関して、行政や医療機関、地域との連携を図り、対応を進めています。

地域との連携を図るため、各市町の社会福祉協議会と調整を行い、民生委員・児童委員の見学やボランティアの受け入れを積極的に実施しています。救護施設に対する理解を深めていただき、協力体制に必要な「顔の見える関係づくり」を構築するための大変貴重な時間となっています。

また、精神科病院からの退院患者の受け入れも積極的に行っています。精神科病院には、定期的に救護施設の役割や清風寮の入所状況等も含めた情報を伝えるなど、お互いの情報を共有しています。医療ソーシャルワーカーも、地域にあるすべての救護施設の特徴を把握することは困難であり、施設の状況を理解していただくことの必要性を感じる場面もあ

ります。病院側からも、現状の課題や退院予定者の受け入れの可能性などについての相談も受けています。お互いの役割や方向性を共有することが、スムーズな移行につながっていると感じています。

保護施設通所事業では、ボランティアによる食事を毎月第3木曜日に開催しています。家庭の味を楽しむことで食事の大切さを伝え、ボランティアとのふれあいの中で、人とつながる喜びを感じてもらうことを目的に取り組んでいます。

### 「生活困窮者自立支援制度への取り組み」

清風寮を含め、法人内で15施設が就労訓練事業の認定を受けており、内4施設で各1名ずつの受け入れを行っています。作業内容は、施設内外の清掃作業・環境整備、車いすの清掃、衣類の仕分け作業、PCの入力作業、事務作業の補助（封入作業）などです。現状の施設業務の見直しも検討しながら、対象者のニーズに合わせた作業を提供できるよう、受入体制の整備を行っています。救護施設・高齢者施設・障がい者施設・保育所など、多岐にわたる施設が認定を受けることで、対象者の特性に合わせた「就労の場」の提供が実現できています。

当法人では、受入窓口を福祉サービス事業部という部署が担当し、認定に関する申請手続きや関係機関および受入施設との調整、対象者への助言・指導等の業務を行うことで、施設の負担軽減を図っています。また、法人として施設を取りまとめ、生活困窮者支援に取り組むことが、法人内における制度への理解・推進にもつながり、法人が主体となって取り組む“強み”として活かされています。

今後も、積極的に「第二次行動指針」に取り組むことで、救護施設に期待される使命を果たしていきたいと思っております。



ボランティアの皆さんによる食事提供（通所事業所にて）

## 活動日誌



8月

月

11月

月

## 9月

9月 6日 (火) 第1回制度・予算対策委員会 (於：商工会館)

9月28日 (水) 第2回理事会 (於：ホテル青森)

第1回正副会長会議 (於：ホテル青森)

9月29日 (木) ~ 30日 (金) 第40回全国救護施設研究協議大会

(於：ホテル青森、ホテルクラウンパレス青森)

9月30日 (金) 第3回理事会 (於：ホテル青森)

## 10月

10月 6日 (木) 全社協・福祉懇談会 (於：全社協)

全国社会福祉協議会に対し、種別協議会編入の申し入れ

10月14日 (金) 措置費の弾力運用に係る厚生労働省のヒアリング

(於：TKP新橋カンファレンスセンター)

10月21日 (金) 生活保護受給者の宿泊施設および生活支援のあり方に関する意見交換会

(於：経済産業省)

10月31日 (月) 第4回理事会 (於：全社協)

## 11月

11月29日 (火) 第2回調査・研究・研修委員会 (於：タイム24ビル)

11月29日 (火) ~ 30日 (水) 平成28年度救護施設福祉サービス研修会 (於：タイム24ビル)

(8月は会議開催なし)

## 「平成29年度社会福祉主事資格認定通信課程 (民間社会福祉事業職員課程・春期コース)」

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の平成29年度受講者を募集いたします。本通信課程は、民間社会福祉事業の現場に現在勤務している職員が、社会福祉主事任用資格を通信教育により取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、障害者支援施設や救護施設、更生施設など障害者関係・厚生事業関係施設等の多くの現場においても、職員の基礎的な資格として広く取得され、準用されています。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、社会福祉士通信課程短期養成施設の入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

詳しくは中央福祉学院Webサイト (<http://www.gakuin.gr.jp/training/course295.html>) に掲載の受講案内をご覧ください、是非受講をご検討ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

### <概要>

- 受講期間：平成29年4月～平成30年3月（1年間）
- 学習内容：自宅学習による答案作成（16科目）、面接授業（5日間）
- 受講料：87,400円（消費税込額。添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む）  
※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途
- 受講資格：社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業の届出をした民間の施設・事業所、  
あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた民間の施設・事業所に従事していること。
- 申込期間：平成28年12月1日（木）～平成29年1月31日（火）【当日消印有効】  
(定員に達し次第締め切ります。)
- 問合せ：中央福祉学院 TEL 046-858-1355 FAX 046-858-1356